

「鳥取県人権教育基本方針―第2次改訂（案）―」に対するパブリックコメントの実施結果について

人権教育課

1 意見募集期間 平成28年12月5日（月）～平成29年1月10日（火）

2 周知方法等

- ・ホームページへの掲載、報道機関への資料提供、新聞広告の掲載
- ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに各市町村役場へのチラシの配架

3 応募件数 5件（3人）

4 応募のあった意見及びその対応方針

意見	対応方針
改訂の概要等、広く周知するようにして下さい。	人権教育行政担当者会、人権教育主任研究協議会、その他各種研修会等の機会を捉え、周知に努めます。
最近の生徒は、人がゴミを取ったら変な目つきで見る。偏見の目で人を見る。汚い物を拾っているのが、おかしいのだと思う。でも、拾う人が居なくなったら道路等はゴミでいっぱいになっていき、ポイ捨てが多くなる。誰かが手を汚さないといけないのだが、生徒は、この様なことはやりたがらない。手を汚してまで。人権が尊重されていない証拠だ。地域を美しくしようとしている人の人権を踏みにじるものだ。この様な考えを持った生徒は社会に出ても役に立たない。自主性が無い。美しい郷土の為に働いている人をどう思っているのか。生徒も、私たちと同じ考えを持った人と一緒に「協力」「参加」「体験」をして人権に対する考え方を変えていくべきだ。	ご指摘の点も含め、第5章第4節4（1）で、自他の権利を大切にするとともに社会の中で果たすべき義務や自己責任について考え、自分たちは保護者や地域の人々等様々な人々に支えられていて、多くの愛情を受け自分たちの生活が守られていることを理解できる学習とすることが大切であると示しています。
福島県から避難している児童に対してのいじめ、金品の要求が、同学年の児童からやられている。小学生の頃からやられている。大人が子どもに対して指示を出していると思えない。小学生から、いじめ、差別をしてはいけない事を教えていくべきだ。教師から、子ども達を差別しているのでここからやっつけていかなければ教師は何も役に立たない。教師から人権教育を受けないといけないのではないか。	ご指摘の点も含め、第5章第14節（2）で東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題に係る教育について示し、第5章第4節でいじめに係る取組・課題等について示し、第3章第2節1で教職員に求められる資質・能力の育成について示しています。
第5章第2節3「（3）職場における状況」の育児と介護の記述の並びに違和感がある。別々にした方が良いのでは。	以下のとおり修正します。 また、平成27(2015)年の鳥取県職場環境等実態調査によると、育児休業取得率は女性が90.2%に対して男性は2.7%、介護休業の取得率は女性が23.9%に対して男性は8.5%でした。
第5章第5節1は、高齢化率と長寿国をイコールで結ぶのではなく、別表記とするのが望ましいのでは。高齢化率は、長寿であることと併せて、出生率が低いことの表れでもあると思うので。	以下のとおり修正します。 我が国は、生活水準の向上や医療技術の進歩等により平均寿命が著しく延び、世界でも有数の長寿国となっています。平成27(2015)年10月現在の高齢化率（総人口に占める65歳以上高齢者の割合）は26.7%でした。